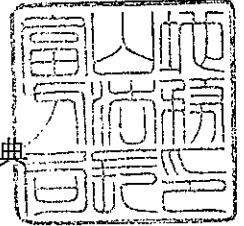




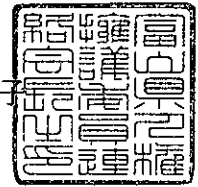
人権第67号
令和6年4月24日

市町村教育委員会教育長 殿

富山地方法務局長 栗原久典



富山県人権擁護委員連合会長 牧野信子



「第43回全国中学生人権作文コンテスト富山県大会」の実施について
(依頼)

新緑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、人権擁護行政に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法務省及び全国人権擁護委員連合会主催による「第43回全国中学生人権作文コンテスト」の実施に当たり、当局及び当連合会では、同コンテスト富山県大会を別紙要領により実施いたします。

同コンテストは、中学生の人権尊重意識の向上について大きな効果を上げておりますところ、本年度の実施につきましても御賛同をいただき、貴委員会所管の中学校の生徒の皆様からの多数の作品応募について、格別の御理解と御協力を賜りますよう御依頼申し上げます。

なお、同コンテストの実施に当たっては、富山県教育委員会の後援を得ていることを申し添えます。

「第43回全国中学生人権作文コンテスト富山県大会」実施要領

1 名 称

第43回全国中学生人権作文コンテスト富山県大会

2 主 催

富山地方法務局、富山県人権擁護委員連合会

3 共 催

株式会社北日本新聞社

4 後 援

富山県教育委員会、NHK富山放送局

株式会社富山サンダーバーズベースボールクラブ

株式会社カターレ富山

5 趣 旨

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権思想の普及高揚を図るための啓発活動を行っているところ、その活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的として実施するものである。

6 応募規定

(1) 対 象

富山県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(5) 応募締切り 令和6年9月6日(金)

(6) 応募宛先

庁名	所在地	管轄市町村
富山地方法務局 人権擁護課	〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 Tel 076-441-6376	富山市、舟橋村 上市町、立山町
同 魚津支局	〒937-0866 魚津市本町一丁目3番2号 Tel 0765-22-0461	魚津市、滑川市 黒部市、入善町 朝日町
同 高岡支局	〒933-0056 高岡市中川一丁目5番22号 Tel 0766-22-2327	高岡市、氷見市 射水市
同 砺波支局	〒939-1333 砺波市苗加353番地2 Tel 0763-32-2361	砺波市、小矢部市 南砺市

7 入賞発表

令和6年12月初旬

8 表彰

賞は次のとおりとし、表彰状及び副賞を授与する。

◎最優秀賞

富山地方法務局長賞 1編
富山県人権擁護委員連合会長賞 1編
北日本新聞社長賞 1編

◎特別優秀賞(予定)

富山県教育委員会教育長賞 1編
富山GRNサンダーバース賞 1編
カタレ富山賞 1編

◎優秀賞 20編

◎奨励賞 若干編

なお、応募総数が7,000編未満の場合は、富山地方法務局長賞の1編を、応募総数が7,000編以上の場合は、富山地方法務局長賞及び富山県人権擁護委員連合会長賞の2編を中央大会に推薦する。

9 応募作品についての注意事項

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限る。

- (3) 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (5) 作文の修正は、応募者本人に限り、行うことができる。
- (6) 最優秀賞、特別優秀賞、優秀賞、奨励賞（奨励賞は題名・学校名・学年・氏名のみ）の作品は、「全国中学生人権作文コンテスト富山県大会入賞作文集」に収録し、市町村、中学校、教育委員会等の関係諸機関に配布するとともに、受賞年の翌年から5年を経過するまでは、一般に公表することを予定している（報道機関、法務省ホームページ等）。
なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で本人に確認の上で一部修正することがある。
- (7) 優秀作品について、地方自治体等の広報誌や学校の教材等への転載を許可する場合、改めて本人の許諾を求めることはしないので、本人が転載を望まない場合又はその後、望まなくなった場合には、富山地方法務局人権擁護課にその旨を申し出るものとする。